

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (6)

令和8年3月12日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢

同 倉 員 拓 巳

同 菊 池 和 彦

同 鶴 見 信 介

同 下 地 航

同 高 橋 裕 也

同 東 本 久 恵

被告東京都は、本準備書面において、原告らの2025（令和7）年12月9日付け準備書面15（以下「原告ら準備書面15」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

1 原告らの主張

原告らは、被告東京都が、「社会通念に照らして客観的に合理性があると認められる判断がなされなければならないが、これは、一般人の知識や経験のレベルに立って判断することを意味するものではなく、その推論過程には警察官の職業的な専門知識や経験を反映させることが当然に認められるものと解される」と主張したこと（被告東京都準備書面(1)第4の2(2)・19ページ）に対し、「客観的な基準がないまま各人の知識や経験に委ねれば、必然的に個々の警察官の思い込みや決めつけにより不審者と判断される事態が横行する。さらには、本件で原告らが主張しているように、外国人に対する意識的あるいは無意識の偏見や差別的意識が影響すると、その「専門知識」や「経験」が差別的なものとなる危険性も生じる」として、「不審者かどうかの「合理的に判断」については、言語化やデータ統計等の客観化ができず、単に警察官が主張するのみの「職業的な専門知識や経験」なるものを反映させるべきではなく、社会通念に照らして客観的に合理性があるものと認められるものでなければならない」と主張する（原告ら準備書面15・16及び17ページ）。

2 被告東京都の反論

(1) 警職法2条1項は、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な

理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができることを規定している。

ここでいう警察官の判断が「合理的」であるというためには、社会通念に照らして客観的に合理性があると認められる判断がなされなければならないところ、これは、一般人の知識や経験のレベルに立って判断することを意味するものではなく、推論過程について客観的な合理性があれば、その過程で警察官の職業的な専門知識や経験を反映させることが当然に認められる（乙B28号証、古谷洋一編著「注釈警察官職務執行法〔五訂版〕」65ページ）。

- (2) この点に関し、東京地裁平成29年1月13日判決（乙B29号証、東京高裁平成31年2月21日判決により原審維持・確定）は、外国人である同事案の原告が、何らの不審事由がないにもかかわらず、警察官から職務質問を受け、その場に停止させられ、約1時間45分にわたりその場に留め置かれた上有形力行使した所持品検査を受けたとして、被告東京都に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案において、「六本木地区の中に頻繁に違法薬物の売買が行われる地域があることが認められるところ（A巡査長はこのような認識を動機の一つとして本件職務質問を開始したものであるが、この認識は、同人の麻布警察署における職歴等に照らし、妥当であったものというべきである。）、そのような場所柄も考慮すると、原告が違法薬物の売買等の何らかの犯罪に関与しているとの疑いを抱くことに一応の客観的な合理性があると認められる程度の理由があったといえる」（同号証・7ページ）と判示し、警察官が職務質問を開始したことは国賠法上違法ではないとしている。

また、東京地裁平成30年9月26日判決（乙B30号証、一審確定）は、同事案の原告が、深夜の路上において、警察官から自転車のハンドルを掴まれ

て制止させられたこと、応援に駆け付けた複数の警察官により長時間にわたり両腕を強く拘束され、以降も行動を制限されたことなどにより精神的苦痛を受けたとして、被告東京都に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案において、「巡査長が、原告が職務質問を拒否する姿勢を示していたこと、本件自転車の前かごに多数の荷物が積まれていたこと、サドルの部分が大きめの白いビニール袋に覆われ、馬てい錠の部分が隠れていたことから、近時深夜に駅近くの場所で自転車盗がよく発生している近隣の状況や過去の事案に係る自己の経験を踏まえ、自転車盗の可能性があると疑ったことは、不合理ではなく、上記相当な理由を欠いていたとはいえない」（同号証・6ページ）と判示して、警察官が行った警職法2条1項による措置について、国賠法上違法ではないとしている。

これら判決は、いずれも、警察官が、自己の有する情報や経験に基づいて職務質問の要件該当性の有無を判断したことについて、妥当あるいは相当であるとして、その違法性を否定しているものであって、前記(1)の解釈に整合するものである。

(3) したがって、原告らの上記主張は理由がない。